

(保護者向けお知らせ)

京都市日用品・文房具等の実費徴収に係る補足給付事業について

1 事業の概要

保育料の算定における階層区分が第1階層である保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯の保護者等）のお子様（以下、「対象子ども」といいます。）が、特定教育・保育の提供を受けた場合において、当該保護者のご利用の施設・事業所に支払う実費徴収額（日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用）の一部を支給する事業です。

2 対象となる実費及び支給上限額

対象実費	支給認定区分	支給上限額 (対象子ども1人当たり)	備考
食材料費以外の実費	1号認定子ども 2号認定子ども 3号認定子ども	2,700円×対象月数 (※ 年額 32,400円)	実費について、通常、教育・保育の提供に必要と考えられるものが本事業の対象となります（詳細は、裏面をご参照ください）。

※ 対象子どもで、以下の①～③に該当する場合は、対象期間に応じて支給上限額が変わりますのでご注意ください。

- ① 年度途中で入退園（所）した
- ② 年度途中で新たに第1階層となった
- ③ 年度途中で第1階層でなくなった

3 実施方法

原則、1に該当する保護者が支払うべき同一年度内に生じた実費徴収額について、支給上限額までの範囲内でご利用の施設・事業所がその支払を免除し、当該免除額について、本市から利用施設・事業所に対し交付します。詳細については、ご利用の施設・事業所にご確認ください。

4 留意事項

- ・ 実費徴収額のうち、支給上限額を超える部分については、ご利用の施設・事業所にお支払いただく必要があります。
- ・ 年度途中での入退園（所）や保育料の算定における階層区分に変更が生じた場合等については、対象期間に応じて支給上限額が変わります。
- ・ 年度当初等において、年額の支給上限額分の免除を既に受けており、その後、支給上限額に変動が生じた場合等については、ご利用の施設・事業所に対し、当該免除額と上限額の差額（超過免除分）の支払が必要となります。

(保護者向けお知らせ)

○ 補足給付の対象となる実費、ならない実費（参考例）

対象となる実費	・日本スポーツ振興センター災害共済給付掛金（保護者負担分） ・上記共済給付掛金その他、園児に係る保険料（<u>契約内容が園の免責に関するものや、通常、保護者負担に帰すべきでない</u>と判断し得るものは補足給付の対象外です。） ・園児個人の所有になるもの [例] 着衣（スモック、帽子、制服、体操着等）、かばん類、氏名ゴム印、ネームプレート、教材、絵本、お道具箱、スケッチブック、粘土、画具、のり、はさみ、出席帳 等 ・園外保育、行事等に係る経費（お泊り保育、観劇料、入場料、交通費等） ※ <u>保護者同伴の場合、保護者に係る費用（入場料、交通費等）も可。</u> ・夏のプール水道代 ・通園バス代 ・寝具代、オムツ等（レンタル、リースの場合も可）
対象とならない実費	・園児個人の所有になるが任意のもの（写真、DVD、アルバム 等） ・3歳児以上の主食材料費及び副食材料費 ・表上欄に示すものであっても、<u>入園前に徴収するものや、保護者が個別に業者と直接契約するもの</u> ・対象の利用者分のみを他の利用者と異なる扱いにより補足給付の対象とするもの [例] 制服等で、通常は業者からの直接購入としているものについて、対象の利用者分のみ、園を通じて提供する場合など。 ・保育の利用契約時間を超えた場合に発生する実費徴収 [例] 保育標準時間の11時間を超えた場合に生じる費用等が実費徴収の対象となり得ますが、補足給付の対象外です。 ・保護者負担に帰すべきでない費用（保育料（給付費・委託費）に含まれる経費）や保護者会費、上乗せ徴収（体操教室、英語教室、音楽教室など） ・「園費」、「諸経費」等の対象が不明確な名目の費用

(基本的な考え方)

原則、以下の①～③すべてを満たすものを対象とします。

- ① 通常、保育において必要となるものや行事の費用等（任意性の強いものは原則対象外です。）
- ② 園児個人の所有となるものまたは園児個人に対し生じる費用
- ③ 施設・事業所を通じて（施設・事業所が領収して）支払いをする費用